

# 島建 2013 Vol.128

## 会報



# 出動!

今夏に島根県西部を襲った豪雨災害に対して  
地元の建設業協会会員各社は  
早期の復旧を目指して出動しました。

## ② 建設業協会

県土木部・総務部営繕課との意見交換会  
継続的な公共予算確保を要望—全建・中国ブロック会議  
中国地方整備局との意見交換会  
高校生現場見学会特集号（予告）  
島根県建設産業人材確保・育成推進協議会

## ⑥ 標準見積書の一斉活用について

## ⑨ 建災防

特別安全パトロール実施

## ⑩ 技士会

現場見学会 開催  
中国土木施工管理技士会連合会 通常総会

## ⑪ 活動だより

建災防県支部、西部3地区建協、建協青年部会、松江  
雲南、浜田、建災防邑智、建災防隠岐

## ⑭ 建退共島根県支部

理事長表彰  
ご質問にお答えします

## ⑮ DCプラン

## ⑯ 福利向上セミナー

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17-101号 TEL 0852(21)9004 FAX 0852(31)2166

平成25年12月1日発行



# 建設業協会

## 県土木部・総務部営繕課との意見交換会



8月28日、毎年行っている島根県との意見交換会をホテル宍道湖にて開催した。

協会からは、全地区協会から代表者が出席、島根県からは宮川治土木部長をはじめ土木部・総務部営繕課から9名が出席し、建設業協会からの提案議題及び各地区からの課題要望について意見交換がなされた。



### 提案議題

- ①山陰道をはじめ、遅れている島根県の社会資本の整備促進と中長期的な公共事業予算の確保について
- ②適正な価格で受注できる環境づくりについて
  - (1) 土木工事積算基準の一般管理費率の引上げについて
  - (2) 指名競争入札制度の適用拡大について
  - (3) 最低制限価格入札制度の適用拡大について
- ③技術者確保・育成の施策の推進
  - (1) 設計労務単価の更なる引き上げ等について
  - (2) 戦略的な広報活動への支援、取組みについて
- ④建築工事における参考数量の責任数量化について
- ⑤地下埋設物の事故防止対策等について
- ⑥施工パッケージ型積算方式の現状と今後の展開について

### 各地区の課題・要望

#### 出雲地区協会

- ・専門（特殊）工事における総合評価方式入札の加点項目について、地域（管内）での実績について加点をしていただきたい

#### 大田地区協会

- ・バランスのとれた社会資本整備と事業費の配分について

#### 邑智地区協会

- ・「創意工夫」「社会貢献」等の工事成績 評価評価項目における必要性について

#### 浜田地区協会

- ・建築解体工事における入札参加資格について

#### 益田地区協会

- ・県内業者の優先下請けについて



#### 松江地区協会

- ・総合評価方式中の地域貢献項目追加について

#### 安来地区協会

- ・原則20社制の運用について

#### 雲南地区協会

- ・「地域の工事は地域に本社を有する会員」への発注について

#### 仁多地区協会

- ・工事成績評価の採点について

#### 隠岐地区協会

- ・離島で確保できない「交通誘導員」の配置費用の実績精算について

# 継続的な公共予算確保を要望

## 全建・中国ブロック会議



建設業協会中国ブロック協議会（会長・中筋豊通 島根県建設業協会会長）の意見交換会が10月21日、広島市内で開かれ、中国地方の社会資本整備促進や入札・契約制度の改善、夢のある建設産業への取り組みなどを議題に国土交通省や各県建設行政の担当者と話し合った。

冒頭、中筋会長は「工事量の減少、受注単価の低下、人材不足など地方の建設産業は多くの問題を抱え、体力は限界に近づいている。地域の安全安心を守り、地域のために努力する企業が報われる仕組みづくりを」と訴え、適正な受注環境の整備と防災・減災、老朽化対策への継続的な予算確保を要望した。

来賓を代表して、国土交通省の吉田光市建設流通政策審議官、田村秀夫大臣官房技術調査課長、栗田悟中国地方整備局長、浅沼健一全建会長が祝辞。この中で吉田審議官は、社会資本整備の担い手育成や建設現場の生産性向上に向け、品確法や総合評価の見直しに取り組む方針を示した。栗田局長は7、8月の豪雨災害を振り返り、「地元の建設業の方には被災現場の最前線で初動対応から復旧まで重要な役割を果たしていただいた」と感謝を述べた。

浅沼会長も「政府は公共投資額が盛り

込まれた中長期の国土保全ビジョンを示し、建設産業が総力を挙げて国づくりに貢献できるような体制を構築してほしい」と要望した。

中国地方の社会資本整備促進と中長期的な公共事業予算の確保について、高速道路のミッシングリンク解消や港湾機能の強化、防災・減災対策の促進を要望。併せて、10年程度の公共事業予算の総額提示を求めたが、国土交通省、各県とも総額を提示することは難しいとの見解を示した。

入札・契約制度の改善では、低入札調査基準価格が90%以上となるよう現場管理費と一般管理費の見直しを要望した。国土交通省は5月の一般管理費の引き上げにより、平均的な工事モデルで調査基準価格は2%上昇し88%程度となったことを説明。現行法（会計法等）を基準に実態調査した結果で、更な



る引上げにはこれ以降のデータの蓄積が必要との認識を示した。

また公共工事設計労務単価が改定され、全国平均で約15%上昇したが、地方の労務単価は低く若者の建設業離れは深刻。建設業が魅力ある産業となるためには、企業の健全経営と労働環境の整備が最重要課題と主張した。国土交通省は「適切な賃金水準の確保と、若年技術者・技能者の入職促進に向けて官民一体となって取り組みたい」と述べた。

このほか、地方自治体の公共工事発注実態調査（国土交通省・総務省）に関連し、国土交通省が自治体に要請している予定価格の事後公表について、山口県は来年4月から全面移行、広島県は大型工事を対象に検討との説明があった。

実効性の高い災害協定を確立し、迅速かつ円滑な応急復旧業務を遂行するため、国や県・市町村間の連携強化と行政による資機材の備蓄を進めることも申し合わせた。

## 中国地方整備局との意見交換会

9月3日、松江市にて中国地方整備局からの呼びかけにより意見交換が開催された。協会からは正副会長が出席して、各テーマに沿って意見交換が行われた。

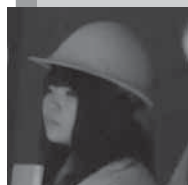
### 提出議題

1. 山陰道をはじめ、遅れている島根県の社会資本の整備促進と中長期的な公共事業予算の確保について
2. 適正な価格で受注できるよう土木工事積算基準の一般管理費率の引上げについて
3. 地元建設業への優先発注について
4. 設計労務単価関係について
5. 技術者確保・育成の施策の推進
6. 建築工事における参考数量の責任数量化について
7. 施工パッケージ型積算方式の現状と今後の展開について

## 高校生現場見学会 特集号

建設業協会（人材確保・育成推進協議会）では、建設系学科に学ぶ高校生を対象に建設産業に対する関心と学習意欲を高めるため「高校生現場見学会」を開催している。今年は6校約180名が参加している。この現場見学会に参加した生徒からの感想文と今後の進路アンケートを今年も実施し、まとめ次第、島建会報特集号として発刊する予定。

Coming Soon!!





# 島根県建設産業人材確保・育成推進協議会 開催



8月26日、島根県建設業会館にて建設産業人材確保・育成推進協議会を開催した。同協議会は、建設産業への若年者の入職促進、人材の確保・育成・定着など幅広い人材対策を推進するために年1回開催している。会議では、各委員からの活動や事業の報

告、活発な意見交換が行われた。主な意見等は以下のとおり。

なお、協会から会長・専務理事・労働委員（理事）4名が出席している。

◆企業の中途採用が多くなっているが、工業・農業高校の卒業生の声が中々届かない。40歳以上の即戦力も必要である。

◆中途採用の機会があることを先生たちからも話してもらいたい。

◆過去には意見交換会を実施していた。建設業についてもっと知ってもらうべく、機会があれば、高校に出向いて話をしたい。（若い者が良ければ）青年部を派遣してもよい。

## 主な意見

◆県内就職に対して、生徒が希望するが、親が反対するケースはあるか。→本人の意思を尊重するケース、親も県内を希望するケースが多い。

◆生徒に建設産業の魅力を伝えてもらいたい。

### 島根県建設産業人材確保・育成推進協議会 委員

#### 【行政（教育）機関】

国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所長 / 厚生労働省島根労働局 職業安定部職業対策課長  
 島根県商工労働部 雇用政策課長 / 島根県土木部 土木総務課長 / 島根県教育庁 高校教育課長  
 島根県高等学校工業教育研究会長 / 島根県高等学校農業教育会長

#### 【学識経験者】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根センター 統括所長  
 島根県職業能力開発協会 専務理事

#### 【建設産業関係団体】

一般社団法人島根県建設業協会 会長／労働委員会（4名）／専務理事  
 一般社団法人島根県管工事業協会 会長

# 標準見積書の一斉活用について

国土交通省において、技能労働者の処遇改善に向けた取組みの一環として、9月26日より「標準見積書の一斉活用」が開始されました。

以下、資料を掲載いたしますので、ご確認いただき、標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた取組みについてご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

## 【参考資料】 社会保険等未加入対策の全体像

(H25.10時点)

現 状	課 題
<p>○特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在  <b>【企業別】</b> 3保険とも加入している割合 <b>87%</b>  <b>【労働者別】</b> 元請<b>79%</b>、1次<b>55%</b>、2次<b>46%</b>、3次下請以下<b>48%</b>  <small>&lt; H24. 10公共工事労務費調査 &gt;</small></p>	<p>○技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な<b>技能の承継が困難</b>に。                  ○適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という<b>不公正な競争環境</b>。</p>

総合的 対策の 推進	推進協議会の設置 (第3回H25.9実施)	保険加入促進計画の策定	ダンピング対策	
	行政による チェック・指導	<p>&lt; H24. 7 ~ &gt;                      ○経営事項審査における減点幅の拡大</p>	<p>&lt; H24. 11 ~ &gt; ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導                      ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導                      ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に</p>	
	下請企業への指導 (下請指導ガイドライン)	法定福利費の確保 (直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)		
	<p>&lt; H24. 11 ~ &gt;                      ○協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。                      ○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、<u>未加入企業を下請企業に選定しない取扱い</u>とすべき。                      ○2次以下についても、確認・指導。                      ○新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、<u>加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱い</u>とすべき。等</p>	<p>社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始 (第3回社会保険未加入対策推進協議会 (H25.9.26) において申し合わせ)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>&lt; 公共 (直轄) 発注者 &gt;                              ①現場管理費率式 (土木)、複合単価・市場単価等 (建築) の見直し (事業主負担分) 及び公共工事設計労務単価の改訂 (本人負担分) により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。                              &lt; 元請企業 &gt;                              ②発注者に対し、必要な費用を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を行うよう要請。                              ③専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。                              &lt; 下請企業 (専門工事業者) &gt;                              ④法定福利費が内訳明示された標準見積書 (専門工事業団体作成) を活用等して元請企業に見積提出。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>&lt; 民間発注者 &gt;                              ○主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>(法定福利費確保のイメージ)</p> <pre>                 graph TD                     A[公共・民間発注者] -- ① --&gt; B[元請企業]                     B -- ② --&gt; A                     B -- ③④ --&gt; C[下請企業]                     C -- ③④ --&gt; B                     C --&gt; D[労働者]                     </pre> </div>		

目指す姿
<p>実施後5年(平成29年度以降)を目途に、<b>企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">                 これにより、○技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を実現                  ○法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築             </div>

参考：国土交通省ホームページ「建設業の社会保険未加入対策」(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\_const\_tk2\_000067.html)

## 標準見積書の一斉活用に係る経緯・スケジュール

平成25年 5月29日	・第1回推進協議会(各専門工事業団体に対し、標準見積書の作成を依頼)
10月31日	・第2回推進協議会(各専門工事業団体において作成された標準見積書を登録し、その活用について申し合わせ)
平成25年 4月1日	・平成25年度公共工事設計労務単価適用 (労働者全員分の社会保険料 (本人負担分) を予定価格に反映)
平成25年 4月18日	・第5回推進協議会WGにおいて、標準見積書の活用に向けた課題と対応 (標準見積書のブラッシュアップ、周知・PRの展開、9月頃からの一斉開始等) について申し合わせ ・太田国交大臣から建設業4団体 (日建連、全建、全中建、建専連) のトップに対し、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入徹底等について要請
7月	・全国10カ所で、建設業団体・業者、地方自治体を対象に「社会保険未加入対策の推進等に関する説明会」を開催 ・日建連「法定福利を内訳明示した見積書の活用マニュアル」策定・公表 (H25.7.23) ・全建「適正な公共事業の執行に関する取組強化キャンペーン」の実施を公表 (H25.7.26)

## 標準見積書を活用した法定福利費の確保

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始（第3回社会保険未加入対策推進協議会（H25.9.26）において申し合わせ）。

### 1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、**トン単価や平米単価による見積りが一般的**で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積りに当たって従来の**総額単価だけでなく、**その中に含まれる**法定福利費を内訳として明示**することで、**必要な法定福利費を確保**する。

### 2. 関係者の取組

#### 【発注者】

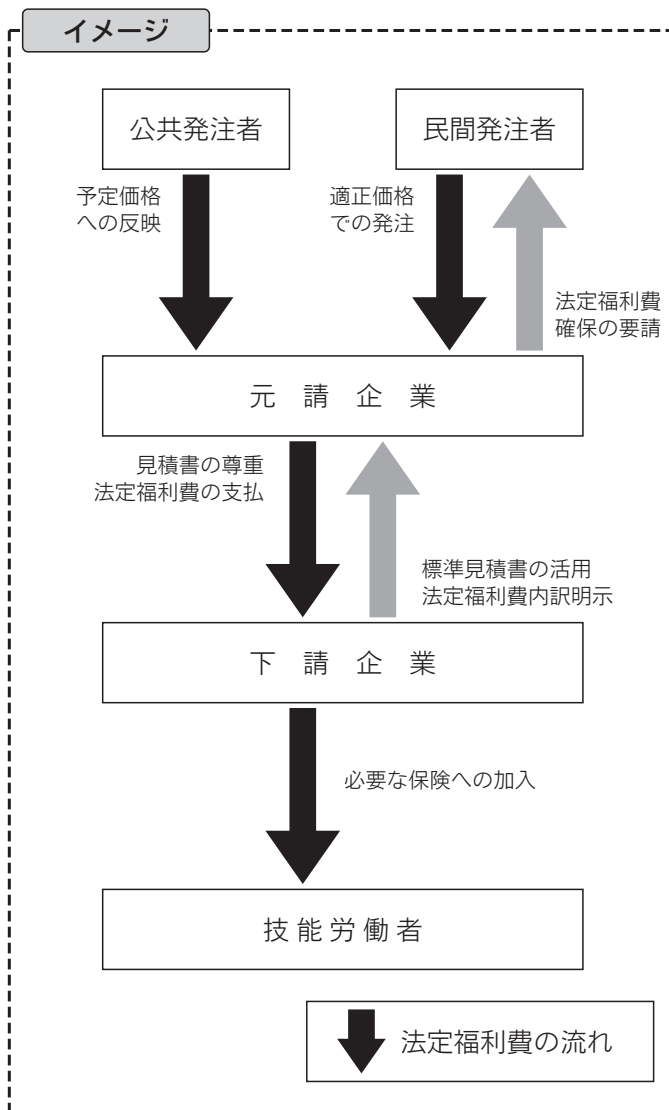
- 直轄工事においては、**土木工事の現場管理費率式や建築工事の複合単価・市場単価（事業主負担分）、公共工事設計労務単価（本人負担分）**において、**労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映**。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

#### 【元請企業】

- 専門工事業者に対し、**法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導**するとともに、提出された場合は尊重し、**適切な法定福利費を支払い**。

#### 【下請企業】

- 標準見積書（専門工事業団体作成）の活用等により、**法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出**。
- 技能労働者を**必要な保険に加入**させる。



8月中旬～9月下旬	・全ての専門工事業団体と個別面談を実施
9月26日	・第3回推進協議会（各専門工事業団体においてブラッシュアップされた標準見積書を登録し、一斉活用開始について申し合わせ）
推進協議会以降	・標準見積書の一斉活用開始
10月1日	・官庁営繕事業において、本来負担すべき法定福利費（事業主負担分）相当額を予定価格に反映（1.5%上昇） ・公共建築工事見積標準書式において、法定福利費事業主負担分の項目を追加・適用
10月中旬目途	・標準見積書の活用状況に関するアンケート（元請企業向け、下請企業向け）を配布・公表 ・各団体に設置された相談窓口等を通して国土交通省にて、随時、現場における意見を集約
11月末	・標準見積書の活用状況に関するアンケート提出〆切、取りまとめ
12月中旬目途	・第7回推進協議会WGの開催（活用状況を踏まえた今後の課題と対応を検討）

### 第3回社会保険未加入対策推進協議会における申し合わせ

#### 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

#### 一. 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨

- 社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。
- その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

#### 二. 標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一斉に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。

- まず、私たち関係者は一体となって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する環境づくりにより積極的に取り組みます。
- 元請企業は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく下請企業への指導を一層徹底するとともに、下請企業との契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働き掛け、提出された見積書を尊重します。
- 下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に対して提出して算定根拠を適切に説明し、適正な法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるよう積極的に取り組みます。
- 国土交通省等は、主な民間発注者団体、地方公共団体等に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための働き掛けを積極的に展開します。

#### 三. 加入促進計画の着実な実行 (略)

平成25年9月26日  
社会保険未加入対策推進協議会

### (サンプル) 標準見積書の作成例

御見積書(例)					
◇◇◇株式会社 殿					
住所 ×× ○○ 株式会社					
見積金額		L (消費税込)			
(内訳)					
項目	数量	歩掛	単価	金額	
〇〇〇工事				A	
材料費				B	
労務費(法定福利費を除く)				C	
経費				D=A+B+C	
小計					
法定福利費					
法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額		
雇用保険料	B	1.050% p	E=・・B×p		
健康保険料(※1)	B	4.985% q	F=・・B×q		
介護保険料(※2)	B	0.405% r	G=・・B×r		
厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)	B	8.710% s	H=・・B×s		
合計	B	15.150% t	I=・・B×t	I	
※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合					
※2 介護保険加入割合を52.3%(協会けんぽ H23事業年齢より)と仮定					
小計				J=D+I	
消費税等				K=J×5%	
合計				L=J+K	

#### 標準見積書作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法の場合〕  
= 労務費総額 × 法定保険料率

〔算出手順例〕

- 労務費総額 (B) を各会社・業界の実情に合わせた方法で算出。
- 算出した労務費総額 (B) に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出 (E, F, G, H)。※例は協会けんぽ東京支部の事例。

※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率 (保険料率の2分の1) に被保険者となる40歳以上64歳以下の割合 (52.3%、協会けんぽの場合) を乗じた比率とする

$$\text{介護保険料率の算式} = 1.55\% / 2 \times 52.3\% = 0.405\%(r)$$

- 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出 (I = E + F + G + H または B × t)
- 小計額 (J) を算出。
- 消費税 (K) を算出。
- 合計 (L) を算出し、見積金額として計上。



# 建 災 防



現地で反省会（益田分会）

建災防県支部では9月に各労働基準監督署と県土整備事務所合同で特別安全パトロールを実施した。パトロールは、集中豪雨災害の被災地である邑智、浜田分会を除く8分会の32現場を実施。

リスクアセスメントの取組み状況、建設業3大災害の防止対策を中心に指導した。昨年度は安全書類、特にリスクアセスメントの未実施、ブロック積み作業での転落防止設備に指摘が集中していたが、今年度は、リスクアセスメントにおいてはパソコンを利用した取り組み、打ち合せ時にリスクアセスメントを実施するなどかなりの改善がみられた。ブロック積み工事は、該当する作業所はなかったものの年末に向かって、増加することが予想されるので各分会の年末安全パトロールでは特に高所からの転落防止の指導を強化していただきたい。

## 特別安全パトロール実施



ハーネス式安全帯の試着

また、10月1日には特別安全パトロール結果検討会を実施した。島根労働局、パトロールに出席した各労基署、県土木部、建災防安全指導者ら40名で行い、点検結果に基づく指摘事項の検討、ハーネス式安全帯の試着等今後に向けた安全管理の徹底を誓った。



適格な誘導（大田分会）



特別安全パトロール反省会

# 技士会

## 現場見学会 開催



9月10日に技士会工事現場見学会が開催され、約70名が参加した。午前

は、山口国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所工務課長より「浜田・三隅道路建設工事」、福田島根県土木部浜田河川総合開発事務所第2浜田ダム建設課長より「第2浜田ダム建設工事」の説明を受けた後、午後からは、浜田・三



隅道路建設工事、第2浜田ダム建設工事の見学が行われた。

## 中国土木施工管理技士会連合会 通常総会

8月8日、広島市にて、中国技士会連合会通常総会及び行政庁との懇談会が行われた。当技士会からは正副会長が出席した。

## 行政庁との懇談会

通常総会の後の懇談会では、中国地方整備局、各県土木関係部局出席の元、要望・意見交換が行われた。



### 国土交通省中国地方整備局へ

- 1 設計積算等について
  - (1) 土木工事共通仕様書等に基づく施工と積算の相違について (鳥取県技士会)
  - (2) コンクリートのひび割れ対策等について (鳥取県技士会)
  - (3) 積算情報(質疑回答を含む)の公表・正確性確保について (岡山県技士会)
- 2 期日の厳守及び工期設定の柔軟な対応について (鳥取県技士会・島根県技士会・岡山県技士会)
- 3 工事成績評定点について (広島県技士会)
- 4 作成書類の簡素化による長時間勤務の解消について (広島県技士会)
- 5 人材確保・育成について
  - (1) 若年技術者の確保・育成と技術者制度について (山口県技士会)
  - (2) 若年監理技術者の確保・育成及び技術者の評価について (岡山県技士会・広島県技士会)
  - (3) 建設従事者の育成について (島根県技士会)



### 各県行政庁へ

- 1 工事成績評定内容の明記について (岡山県技士会)
- 2 総合評価落札方式の評価項目のうち、企業の同種工事の施工実績での加算点の差が大きいことについて (岡山県技士会)
- 3 総合評価落札方式の評価項目のうち工事成績にかかる加算点について (岡山県技士会)
- 4 低入札価格制度について (岡山県技士会)
- 5 同一の技術者での複数工事への応募について (広島県技士会)
- 6 「地域に密着した工事」への地理的条件等適用について (島根県技士会)
- 7 配置予定技術者としての資格について (広島県技士会)
- 8 配置予定技術者評定点について (広島県技士会)
- 9 情報システム(ASP)について (島根県技士会)



### (一社) 全国土木施工管理技士会連合会へ

- 1 各種広報活動や現場見学会の開催 (岡山県技士会)
- 2 継続学習制度(CPDS)におけるユニット付与 (山口県技士会・鳥取県技士会)
- 3 人材バンクの創設 (鳥取県技士会)
- 4 技術懇談会支援金の拡大 (鳥取県技士会)



## 建災防 県支部

### 労災防止対策の強化を 島根労働局が建災防に緊急要請

今年に入って建設業の労働災害が多発していることを受け、島根労働局（坪田一雄局長）は7月24日、中筋豊通建設業労働災害防止協会県支部長（県建設業協会会長）に対し、県下全域の安全パトロールの実施や事業場における安全管理の徹底など防止対策への取り組み強化を緊急要請した。

県内の建設業における死傷者数は6月末現在で55人となり、前年同時期に比べ12人（27.9%）増と大幅に増えている。7月に入ってから死亡災害が連続して発生し、今年に入ってから死亡災害は4件と昨年一年間を上回る非常事態。特に7月の2件は、車両系建設機械の近接作業と、足場からの墜落・転落といった建設業の典型的な労働災害だった。

要請書には▷支部長名による緊急労働災害防止対策についてのメッセージ表明▷死亡災害多発地域における労働災害防止会議の開催

▷県下全域における安全パトロールの実施と結果を踏まえた防止対策の検討一の3項目が盛り込まれている。

坪田局長は「トップ自らが無災害を宣言し、現場の意識を高め、気を引き締めて安全管理に取り組んで下さい」と要請。これを受け中筋支部長は「（労働災害増加の）原因を追究し、安全意識の高揚と自主的な安全管理に努めるよう、会員企業および作業所に向け周知徹底します」と述べた。



## 西部 3地区 建協

### 国交省浜田と意見交換

県西部の浜田・益田・邑智各建設業協会は9月18日、浜田市内で国土交通省浜田河川国道事務所との合同懇談会を開き、同事務所発注工事の受注業者の代表や技術者ら約60人が出席した。

同事務所の高橋広幸所長が「建設業の現状と今後の課題について」と題して講話。「14年度の国交省

概算要求は、新しい日本のための優先課題推進枠を最大限活用して公共事業関係費5兆1986億円（対前年度比1.17倍）を要求する」とし、真に必要な公共事業予算の確保が必要と強調。中国地方の公共工事の推移や下請比率、低い賃金水準のほか技能者の離職、若年入職者の減少など建設業が直面する課題について解説した。

意見交換では、各担当者が▷情報化施工の今後の動向▷社会保険の未加入対策▷13年度入札制度の改正概要▷災害応急対策業務に関する協定▷BCP認定制度一などを説明。参加者から「山陰自動車道の三隅一益田間、江津一温泉津間などの開通時期が2020年と言われているが実際はどうか」「BCP認定は今年で最後なのか」などの質問があり、「期成同盟会等で要望を具体化するという意味で2020年目標を掲げている」「BCP認定は14年度も継続すると聞いている」と回答した。





建協  
青年部会

## 道路や海岸清掃で 地域貢献

建設業協会青年部会（金津秀宜部会長）は7月―8月上旬にかけて県下各地区協会の青年部会によるボランティア「ふるさとまるごとクリーンアップ作戦」を展開。道路や海岸、公園などの美化活動に取り組んだ。

このうち、松江地区建協青年部会（深田靖部会長）は、松江水郷祭前日の8月2日、松江市袖師町の宍道湖岸や国道9号の嫁島、袖師両地下道などを清掃。会員32人と国交省松江国道事務所の新田恭士所長ら職員13人も加わり、湖岸の遊歩道に打ち上げられた枝木や国道9号の歩道に捨てられた空き缶やたばこの吸い殻など拾い集めた。



### 県下一斉クリーンアップ

また、出雲地区建協青年部会（梅野直宏部会長）も2日、出雲市大社町の湊原海岸で清掃活動を実施し、会員や協賛会社ら約50人が参加。県西部と山口県東部を襲った集中豪雨で日本海に流出したとみられる大量の流木や生活用品など漂着物の撤去に汗を流した。

その他の地区建協青年部会の活動は次の通り。

安来＝安来港および周辺道路の清掃▷雲南＝国道341号の清掃▷仁多＝三成運動公園の除草・清掃▷大田＝市内各階段の清掃▷邑智＝県浜田作木線の清掃▷浜田＝しまね海洋館アクアス周辺の清掃▷益田＝9号、191号益田市内の清掃▷隠岐＝西郷港周辺の清掃

松江

## 消費税引き上げ時の 経過措置など税務研修

松江地区建設業協会（金津任紀部会長）は7月11日、税務研修会を開き、会員企業の経理担当者ら30人が参加。公認会計士の錦織澄氏が本年度の税制改正について、個人所得課税や法人課

税などの改正概要を説明した。

この中で、来年4月の消費税率引き上げに関して、住宅ローン減税の拡充による効果が限定的な所得層に対しての給付措置が今夏には具体化することや、請負工事を例に税率引き上げ時の経過措置等について学んだ。

雲南

## IT講習会開く

雲南地区の建設業者らを対象としたIT講習会が10月8日開かれ、雲南建協会員ら約15人が参加した。

講習会では、主催者のNTTドコモが用意したタブレット端末を使って、基本的な操作や業務に役立つ

アプリケーションソフトの操作など学んだ。参加者は「CADデータはどの程度の内容まで扱えるのか」など質問しながら熱心に取り組んでいた。





## 工事成績アップへ 演習、ポイント学ぶ

浜田地区建協（室谷卓治会長）

は9月19日、浜田建設会館で「工事成績対策講習会」を開き、会員ら約50人が参加した。

ワイズ公共データシステムの木下年氏が「総合評価方式は工事評点と技術者で決まる」と題して講義。▷総合評価入札制度でのISO加点状況▷県発注工事のサンプルを使用した工事成績評定点の逆算分析による項目別の分析・改善シミュレーションの実践

▷評価項目と評価基準の理解一など、施工状況や出来形および出来ばえ等の演習問題に取り組みながら、工事成績の点数アップのポイントについて学んだ。



## 死亡災害撲滅を

建災防邑智分会（福井竜夫分会

長）は8月22日、邑智建設会館で「建設業労働災害撲滅総決起大会」を開催。福間正美浜田労基署長ら来賓と会員約80人が参加した。

福井分会長が今年6、7月に連続して発生した死亡災害を受けて、「災害は起こらないのではなく起こるかもしれないという気持ちを持って、二度とこのような痛ましい災害を起こさないためにも、今大会を契機に一人一人が中心となって安全活動を推進していこう」とあ

いさつ。福間署長が、管内の死亡災害の発生状況や建設現場安全管理指針などについて講話。県央県土整備事務所の新田国善技術専門監も同事務所管内での事故発生状況やリスクアセスメントについて解説した。

最後に、▷経営トップによる現場巡視、安全パトロールの実施▷重機作業における災害防止対策およ

び墜落・転落災害防止対策の徹底▷作業標準等の内容の見直し▷リスクアセスメントなどの自主的な安全衛生活動の実施一を重点に会員一丸となって労働災害防止に取り組む決議案を全員一致で決議した。



## 労災絶滅に努力を

建災防隠岐分会（渡辺栄三分会

長）は7月24日、安全大会を開き、関係者約200人が参加した。

渡辺分会長が「労働災害の減少傾向を堅持し、絶滅に向けて努力を重ねていくことが必要。誰もが安心して働ける職場環境づくりを進めていこう」とあいさつ。松江労基署隠岐の島駐在事務所の福間昭弘補償係長が「労働災害の現状と対策」と題し講演。隠岐管内での近年の労災状況や、職場での腰痛予防

対策の推進等について説明した。

大会宣言では▷安全衛生管理体制の確立▷労働災害防止マニュアルの積極的な活用▷車両交通災害の絶滅一などを重点項目に、総力を挙げて労働・交通災害等の絶滅に全力を注ぐと誓った。



# 建退共島根県支部

## 理事長表彰について

毎年10月に実施している加入促進強化月間において、本制度の普及に特に貢献された事業主団体、事業所及び個人の方々に対しまして、理事長表彰が行われています。当県からは**大軌建設株式会社（松江地区）、株式会社土井豆組（出雲地区）**の2社に対し理事長表彰が行われました。



## ご質問にお答えします



**掛金助成・更新申請書のコピー及びダウンロードの使用は可能ですか。**



コピー使用は可能ですが、画像の読み取りをするので印刷するときはずれないようにしてください。

なお、掛金助成・更新申請等は全て単票様式ですので、PDF用紙をダウンロードして必要事項を記入のうえ、その申請用紙1枚のみ（添付資料が必要な場合は提出ください）を提出してください。この場合、「受付票」を発行しますので必ず受領するようにしてください。



**建退共の被共済者が一人で2冊以上の手帳を所持している場合の処置を教えてください。**



一人の労働者が2冊以上の被共済者番号が違う手帳を持っていることが分かった場合は、共済契約者から、重複しているすべての共済手帳と共済手帳重複届を各都道府県建退共支部に提出してください（押印は必要ありません）。

（説明）

- (1) 共済手帳が重複している場合は、加入年月が古い方の被共済者番号を存続することになりますが、その場合、重複しているすべての共済手帳の証紙貼付実績を合算し、存続する1冊の手帳に取りまとめることとなります。
  - ① 重複手帳を紛失していた場合は、「共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書」（様式第017号）を提出します。
  - ② 存続する共済手帳が返納されていた場合は、「返納手帳の再交付申請書」（様式第028号）を提出します。
- (2) 共済手帳の重複により掛金助成を二重に受けた場合、被共済者一名につき、受けられる日数は最大50日分となっておりますので、これを超える場合には、50日を超える部分の共済証紙を建退共各都道府県支部へ提出してください。



**退職金の請求できない1冊目の手帳でも本人に手帳を渡すのですか。**



建退共の共済手帳は被共済者に帰属するものであり、建設業で従事する限り全国どこでも通用し有効期限もありませんので、建設業界を引退する場合に貼付実績が24月以上あれば退職金を請求できることなど、必ず被共済者に説明したうえで共済手帳を渡してください。



# 共済契約者の皆様へ

建退共制度の利用に当たっては、下記の7点にご留意ください。

## 共済証紙の購入について

元請・下請を含めた対象労働者と就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入することになっています。ただし、的確な把握が困難な場合には「共済証紙購入の考え方について」（ホームページ及び事務処理の手引き）を活用してください。

## 元請事業主より下請事業主への現物交付について

元請事業主は、工事に従事する下請の労働者の延人数と就労日数に対応する額を下請へ現物交付してください。

## 掛金の負担について

退職金の原資である掛金については、全額事業主が負担するものであり、給与天引き等で、一部でも被共済者に負担させることはできません。

## 共済証紙貼付状況の確認について

共済契約者が共済手帳を保管している場合は、証紙貼付時（少なくとも賃金の支払いの都度）に、被共済者本人に共済証紙の貼付状況を確認させてください。

## 共済手帳の更新について

公共工事・民間工事を問わず共済手帳に共済証紙を貼付してください。また、共済手帳に250日分貼り終えたら、すみやかに更新手続きを行ってください。

## 被共済者が退職した場合について

被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡しください。また、退職金の受給資格を有する被共済者に対しましては、退職金請求のご指導をお願いします。

## 建設業退職金共済制度の加入について

役員報酬を受けている者や事務専用社員、中退共・清退共・林退共に加入している人は、加入することはできません。また、被共済者の方が、代表者又は役員報酬を受けることになったときは、引続き被共済者でいることはできません。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部  
TEL 03-6731-2867・2866

建退共

検索

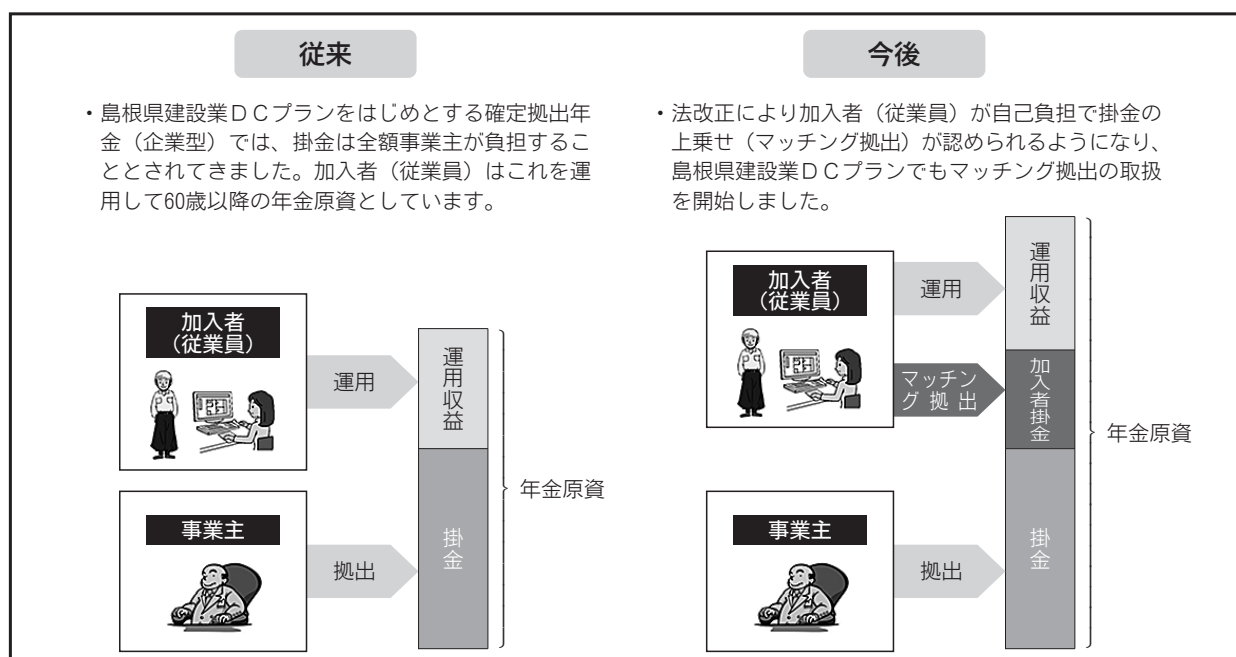


# D・Cプラン

## マッチング拠出制度の開始について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業D・Cプラン企業型年金規約）は、現在8年が経過し、加入事業所が90社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法（平成23年8月交付）の制定により、大幅な改正が行われました。

その中でも、改正の目玉の一つである「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について昨年から対応を始めました。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められているところです（制度導入済15社）。

## 労働者の福利向上のためのセミナー



建設業協会では、会員及びその従業員に対し、協会で支援している福利向上に関する情報と機会を提供し、（建設共済保険、建退共制度、確定拠出年金制度等）この支援制度を更に普及・充実させ、導入企業への支援や既に制度に加入している従業員等に対するライフプラン等の研修会などの諸活動により建設業界の人材確保に寄与し、建設企業ひいては建設業界の体質強化を図ることを目的とした研修会を開催しました。

今年度は、11月12日～14日にかけて、松江・出雲・隠岐地区協会にて開催をいたしました。今後、毎年定例的な開催をすることとしています。



## （公財）建設業福祉共済団からのお知らせ

# 育英奨学金後期分27,972,000円 241名に給付!!

### 後期分241名に給付

共済団は11月6日、平成25年度の育英奨学金の後期分（平成25年10月～平成26年3月まで）として要保育児10名、小学生63名、中学生60名、高校生66名、大学生等42名の計241名に対し27,972,000円を給付しました。

また、その内当団の東日本大震災の支援金を支給された方の子12名（小学生2名、中学生2名、高校生4名、大学生等4名）も対象として、704,000円を給付しました。

### 育英奨学金制度とは

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は7,087人、累計給付額は13億1,452万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、**共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要**です。

◎給付額は以下のとおりです。

	要保育児	小学生	中学生	高校生	大学生等
月額	12,000円	12,000円	16,000円	18,000円	39,000円
年額	144,000円	144,000円	192,000円	216,000円	468,000円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（公財）建設業福祉共済団 TEL（03）3591-8451



# 助け合い、未来を創る。



## 完成工事高契約会員加入状況 平成25年11月30日現在

地区	加入企業 (会員)	会 員 加入率(%)	地区	加入企業 (会員)	会 員 加入率(%)
松江	53	80.3	大田	11	32.4
安来	20	100.0	邑智	24	55.8
雲南	48	98.0	浜田	20	35.7
仁多	16	94.1	益田	4	14.8
出雲	54	61.4	隠岐	22	62.9
			合計	272	62.5

建設業界による自主的な  
共済保険で保険料が安い。

元請・下請問わず  
無記名で補償。

元請・下請それぞれの  
保険契約者へ重複支払い。

企業の諸費用部分も補償。

事業主(保険契約者)への  
速やかな支払い。

経営事項審査において  
15点の加点。

## 公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

「建設共済保険」以外にも、次のような事業を行っています。

### 育英奨学 事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に  
対して、要保育期間および小学校から大学までの在学  
期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

取扱機関 (一社)島根県建設業協会 〒690-0048 松江市西塚島1-3-17-101 TEL.0852-21-9004 FAX.0852-31-2166

詳しい情報、保険料試算など  
のお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>